

《入札に係る特記事項》

- 入札件名 ①令和4年度 東隈浄水場その他施設庭木管理及び草刈業務
②令和4年度 埋金浄水場その他施設庭木管理及び草刈業務
③令和4年度 原町浄水場その他施設庭木管理及び草刈業務
④令和4年度 庁舎関連施設庭木管理及び草刈業務

- 入札件名 ①那珂川市東隈1丁目9-1：東隈浄水場他
②那珂川市大字埋金815-1：埋金浄水場他
③春日市原町2丁目38-2：原町浄水場他
④春日市原町2丁目30-2：他

履行期間 契約締結の日の翌日から令和5年3月10日まで

質疑について ※ 事業課に直接質問することは厳禁です！

本件入札の質疑については、必ずメールにてお問い合わせください。

(メールアドレス：somu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp)

質疑の送信後は、必ず電話連絡で受領を確認してください。

質疑の回答は、すべての質疑項目について入札参加者全員にメールで回答します。

質疑締切 令和4年4月13日(水)午後5時00分まで

回答日時 令和4年4月15日(金)午後5時00分まで

※質疑が無い場合は、質疑無しの連絡は不要です。

入札注意事項

入札は①⇒②⇒③⇒④の順番に行います。

①の落札業者は、②、③、④の案件には不参加となります。

②の落札業者は、③、④の案件には不参加となります。

③の落札業者は、④の案件には不参加となります。

入札書の記載金額について

入札書には、当該案件に係る消費税抜き総額を記載してください。

複数件数での入札において、辞退する案件がある場合は、該当する金額欄に「辞退」と記入してください。(全てにおいて辞退する場合は辞退届を提出してください。)

内訳書の提出について

本案件は、内訳書の提出は不要です。

最低制限価格

本案件は、最低制限価格の適用はありません。

契約保証金

契約金額の100分の10以上とします。ただし、春日那珂川水道企業団契約事務規程第30条の規定により免除とすることがあります。

支払条件

原則として業務完了後の支払いとします。前金払・中間前金払・部分払 については、それぞれ春日那珂川水道企業団契約事務規程第43条・第44条・第45条の規定によります。

その他

一括委任または一括下請負は、堅く禁止します。

問合せ先

春日那珂川水道企業団 総務課 契約担当

TEL 092-571-7001 FAX 092-574-4960